

はぐくもう人へのやさしさ 思いやり
まだ残る 差別をたちきる 主役はあなた

発行 2024.9.1
尼崎市立地域総合センター南武庫之荘

地域総合センター南武庫之荘だより

TEL&FAX 06-6438-5875

2024年9月号



第50回

祭

南武庫之荘地域
夏まつりが
行われました!



日時 / 8月14日 (水)
18:30~22:00 雨天のため
会場 / 地域総合センター南武庫之荘
2階 集会室

8月14日水曜日の夜、50回目を迎えた地域の夏の風物詩「南武庫之荘地域夏まつり」が盛大に行われました。

こども太鼓教室や太鼓集団・鼓舞童による和太鼓演奏、地元の伝統芸能「守部観音おどり」や伝統河内音頭伝承者の河内家菊水丸さんをゲストに迎えての盆踊りにもぎやかに繰り広げられ、夏の夜の暑さも忘れてみなさんが楽しんでいました。

第45回 南武庫之荘地域 人権交流秋まつり 予定

日程 (予定) / 10月11日 (金) ~ 12日 (土)
※作品展示は 10月7日 (月) ~ 12日 (土)

※詳細はセンターだより10月号でお知らせします。

内容 (予定)

- 作品展示
- 人権フェスティバル

(舞台発表、人権問題講演会など)



地域の皆様へ 「訪問相談」について



地域総合センターでは、地域のみなさんのお困りごとをお聞きするため、職員がご自宅を訪問させていただきます。お話しいただいた内容の秘密は守りますので、お気軽にご相談ください。



こんにちは。
地域総合センター
南武庫之荘の職員です。

実施済事業の報告

夏休み青少年短期講座

対象：小学生

場所：地域総合センター南武庫之荘

こども将棋教室

日時：7月29日(月)～31日(水)
13:30～15:15

場所：集会室

講師：武庫愛棋会のみなさま

1日目・2日目で駒の動かし方やルールを学び、3日目にはみんなで対局をしました。



こども絵画教室

日時：8月19日(月)、21日(水)
10:00～12:00

場所：教室A

講師：山下 進一郎 さん

参加した子どもたちが、それぞれの夢や夏休みの思い出を絵にしました。



こども手芸教室

日時：8月1日(木)
10:00～12:00

場所：教室A

講師：犬童 みどり さん

ハーバリウム(インテリアフラワー)をつくりました。大勢の子どもたちが参加してくれました。



平和啓発推進事業

「ヒロシマ・ナガサキ 原爆と人間」パネル展示 山岡俊夫作品集「昭和の記憶」展

日時：8月2日(金)～16日(金)

場所：地域総合センター南武庫之荘

1階廊下 2階ロビー

広島・長崎の被爆の実態についてのパネル、また山岡俊夫作品集「昭和の記憶」から戦中戦後の暮らしのものを展示しました。



高齢者・手芸教室

日時：8月19日(月)、21日(水)、9月2日(月)
13:30～15:30

場所：地域総合センター南武庫之荘

南館 広間

布のティッシュカバーと毛糸の鍋敷きの作成に取り組んでいます。



9月の催し物のお知らせ

高齢者 わなげ大会

高齢者のみなさまに好評のわなげ大会です！奮ってご参加ください！

日時／9月4日(水) 14:00～15:00

場所／地域総合センター南武庫之荘 集会室

対象／高齢者

費用／無料

定員／25名(先着順)

申込期間：8月19日(月)～30日(金)



ハートフルシネマ上映会

日時／9月9日(月) 13:30～15:00

場所／地域総合センター南武庫之荘 2階 集会室

内容／映画鑑賞とお話

費用／無料

対象／どなたでも参加できます。

講師／高田 六造 さん



上映作品：障がい者と共に働く

～合理的配慮と共生社会～

合理的配慮とは？(障害者雇用促進法と障害者差別解消法)、各種の障がい者の特性と求められる配慮について、事例ドラマ「ASDのメンバーへの合理的配慮」も通じて学びます。

尼崎市電子地域通貨

「あま咲きコイン」付与対象

「あま咲きコイン」50ポイント付与対象です(スマホアプリもしくはカードが必要です)。カードは地域総合センター南武庫之荘で発行します。



トライやるウィーク

日時／9月9日(月)～13日(金)

場所／地域総合センター南武庫之荘

対象／南武庫之荘中学校の2年生



中学生が地域での様々な体験活動を通じて学び、「生きる力」を育むトライやる・ウィーク。地域総合センター南武庫之荘では、今年度も実施します。

来館者の方々とふれあうこともありますので、よろしくお願ひします。

ちきゅうっこ南武庫之荘保育園だより

南武庫之荘11丁目1-18 Tel:06-6438-3265

夏の遊びを楽しみました！

厳しい暑さが続いています。子どもたちは、戸外や室内で、いろいろな夏の遊びを楽しみました。様々な感触の刺激を受け、笑顔いっぱいの子どもたちでした。

ひよこ組(0歳児)

タライに入った氷を触って楽しめました。冷たくて気持ち良かったね。



うさぎ組(1歳児)

お友達と一緒に水あそび、楽しいね～



ぺんぎん組(2歳児)

カップやスコップでお水をすくったり水車を回して楽しめました。



ぱんだ組(3歳児)

水風船であそびました。プニョプニョした感触が気持ち良かったね。



きりん組(4歳児)

みんなでスーパーボールすくいをしました。たくさんすくえたかな？！



ぞう組(5歳児)

先生と一緒にプールの向こう側まで泳ぎました。



「お役立ち講座」ご案内

主催：武庫西地域包括支援センター
場所：地域総合センター南武庫之荘 南館 広間

※毎月様々なテーマで高齢者の生活に役立つ講座を開講しています。

◆第82回講座を開催します。

日時 9月18日(水) 14:00～15:00

対象 高齢者

テーマ それ、詐欺です！

講師 尼崎市消費生活センター 講師

参加費
無料



知らない内に騙されているかも…という事があるかもしれません。悪質商法や契約に関する知識等、最新の情報を教えてもらい、詐欺被害に合わない為の知識を蓄えましょう。

※10月のお役立ち講座はお休みです。

人権に関するコラム

出典：『尼崎市人権文化いきづくまちをめざして 人権スタディガイド』（編集・発行：公益社団法人尼崎人権啓発協会）

国際的な人権保障とは

国際連合では、人権の尊重が平和を守ることと密接関係にあり、差別を撤廃し人権を確立することが恒久平和に通じるとしており、人権を国際的な問題ととらえ、人権についての国際的な共通の基準をつくりました。その最初の成果が、1948（昭和23）年12月10日に第3回総会において採択された「世界人権宣言」です。

そして、1950（昭和25）年の第5回総会において、12月10日を「人権デー（Human Right Day）」として、世界中で記念行事を行うことが決議されました。

世界人権宣言の意味とは

「世界人権宣言」は、前文と30の条文からなり、誰もが自由であることにより保障される（第1条～第20条）、参政権（第21条）、国家や地方自治体の関与によって保障される社会権（第22条～第27条）が規定されており、第29条では、他人の権利及び自由を尊重しなければならないことを定めています。この宣言の考え方は世界各国の憲法や法律に取り入れられ、さまざまな国際会議の決議に用いられ、世界各国に強い影響力を及ぼしています。

国際人権規約とは

人権の問題は、第二次世界大戦以降、各国のみならず国際社会全体にかかわる重要な問題であるという考え方が一般的になってきました。このような考えから、法的な拘束力をもつ「国際人権規約」が1966（昭和41）年の第21回国連総会において採択されました。

人権文化の創造

「国際的人権規約」をはじめとする人権保障のための国際条約を具体化していくためにはあらゆる人々が人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日常生活において実践し、人権という普遍的な文化を構築するための人権教育が必要です。

人権文化とは

「人権文化」とは全ての人が不当な差別や排除、暴力をはじめとする人権侵害を受けず、日常生活の中で互いの人権を尊重することが自然である状態をいいます。

日々の暮らしの中で人権尊重の理念が、家庭・地域・職場・学校などにおいて生活文化として定着していることです。そのためには、一人ひとりが生まれながらに持っている人権について主張することだけが保障されるのではなく、他の人の人権についても尊重される必要があります。